

# 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条 例改正等の状況について（令和4年4月1日時点）〈調査結果のポイント〉

1. 調査結果の概要
2. 放課後児童支援員の配置及び数
3. 放課後児童支援員の資格
4. 職員の配置（専任規定）
5. 参酌化による影響

# 1. 調査結果の概要

- 第9次地方分権一括法により、放課後児童クラブの職員に関する基準（人員配置・資格要件）が、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改正（令和2年4月1日施行）された。

## <職員に関する基準の概要>

- ・ 放課後児童支援員を2人以上配置（うち1人を除き補助員の代替可）
- ・ 放課後児童支援員の資格要件は『保育士等の基礎資格+認定資格研修修了（令和2年3月末までは修了予定者含む）』
- ・ 放課後児童支援員及び補助員は、原則、専任であること

- 今般の参酌化に伴い、各自治体における条例の改正状況についてこれまで調査を実施した。（直近は令和4年4月1日）
- その結果、放課後児童クラブを実施している自治体**1,629か所**のうち、**649か所（39.8%）**において、**条例改正が行われた**。
- 具体的な改正内容は、以下のとおりとなっている。

57

	令和4年4月1日時点 ①	令和3年7月1日時点 ②	令和2年9月30日時点 ③	増減（①-②）
放課後児童支援員の配置及び数に関する改正	64か所	44か所	32か所	+20か所
放課後児童支援員の資格要件に関する改正	11か所	11か所	10か所	±0か所
認定資格研修修了要件の経過措置延長	622か所	606か所	560か所	+16か所
職員の専任規定に関する改正	2か所	2か所	2か所	±0か所

## 【概要】

- **放課後児童支援員の配置及び数に関する基準**について、国の基準と異なる規定を設けている自治体数は、放課後児童クラブを実施している自治体の約4%の**64か所**。
- **放課後児童支援員の資格に関する基準**について、国の基準と異なる規定を設けている自治体数は、放課後児童クラブを実施している自治体の約1%の**11か所**。
- なお、条例を改正した自治体の多くでは、認定資格研修修了要件に係る経過措置期間の延長の改正が行われている。

## 2. 放課後児童支援員の配置及び数に関する改正状況

➤ 国の基準※と異なる規定を設けている自治体数は **64か所** となっている。

### ① 規定の内容

	令和4年4月1日時点 (①)	令和3年7月1日時点 (②)	令和2年9月30日時点 (③)	増減 (①-②)
放課後児童支援員の1人配置可能	<b>46か所</b>	32か所	27か所	+14か所
補助員の2人配置可能	<b>5か所</b>	4か所	2か所	+1か所
補助員の1人配置可能	<b>7か所</b>	5か所	1か所	+2か所
その他	<b>6か所</b>	3か所	2か所	+3か所

### ② ①を認める場合の要件（複数回答）

	令和4年4月1日時点 (①)	令和3年7月1日時点 (②)	令和2年9月30日時点 (③)	増減 (①-②)
利用児童が20人未満の事業所	<b>26か所</b>	15か所	10か所	+11か所
夕方等の特定の時間帯	<b>13か所</b>	11か所	8か所	+2か所
土曜日等の特定の曜日	<b>11か所</b>	8か所	5か所	+3か所
その他	<b>22か所</b>	16か所	14か所	+6か所
特段の制限は設けていない	<b>6か所</b>	4か所	2か所	+2か所

### ③ 安全確保策の規定状況

	令和4年4月1日時点 (①)	令和3年7月1日時点 (②)	令和2年9月30日時点 (③)	増減 (①-②)
条例で規定	<b>12か所</b>	8か所	7か所	+4か所
施行規則、要綱、通知等で規定	<b>46か所</b>	30か所	12か所	+16か所
その他	<b>6か所</b>	6か所	13か所	±0か所

※放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

### 3. 放課後児童支援員の資格に関する改正状況（基礎資格の規定状況等）

➤ 国の基準※と異なる規定を設けている自治体数は11か所となっている。

#### ① 基礎資格の規定状況

	令和4年4月1日時点（①）	令和3年7月1日時点（②）	令和2年9月30日時点（③）	増減（①－②）
国の基準と異なる基礎資格を規定	6か所	6か所	5か所	±0か所

#### ② 放課後児童支援員認定資格研修修了義務の有無

	令和4年4月1日時点（①）	令和3年7月1日時点（②）	令和2年9月30日時点（③）	増減（①－②）
修了義務なし	6か所	6か所	5か所	±0か所

※放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
（職員）

第十条

- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
- 一 保育士の資格を有する者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 高等学校卒業者等であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
  - 四 教育職員の免許状を有する者
  - 五 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 六 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者
  - 七 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
  - 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

### 3. 放課後児童支援員の資格に関する改正状況（認定資格研修に係る経過措置）

➤ 認定資格研修に係る経過措置を設けている自治体数は**622か所**となっている。

#### ○放課後児童支援員認定資格研修修了に係る経過措置延長の状況

	令和4年4月1日時点（①）	令和3年7月1日時点（④）	令和2年9月30日時点（②）	増減（①－②）
1年未満	15か所	15か所	－	±0か所
1年以上2年未満	43か所	46か所	53か所	▲3か所
2年以上3年未満	73か所	72か所	64か所	+1か所
3年以上4年未満	187か所	175か所	158か所	+12か所
4年以上	140か所	138か所	126か所	+2か所
その他	164か所	158か所	159か所	+6か所

#### 60 ○経過措置を延長した主な理由（複数回答）

	令和4年4月1日時点
急な退職等の人員不足に対応するため	159か所
基礎資格を持った新規採用者をみなし支援員として取扱い、人員不足に対応するため	223か所
年度途中で採用された者等について、年度内に研修が受けられない可能性があるため	45か所
研修回数や定員が不足しており、年度内に全ての研修対象者が受講できないため	56か所
その他	139か所

※放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

附 則

（職員の経過措置）

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

## 4. 職員の配置に関する改正状況（専任規定）

➤ 国の基準※と異なる規定を設けている自治体数は **2か所** となっている。

### ○職員のかえ方（設備運営基準第10条第5項）

	令和4年4月1日時点（①）	令和3年7月1日時点（①）	令和2年9月30日時点（②）	増減（①－②）
原則専任だが、兼務規定を国の基準より幅広かしている	2か所	2か所	2か所	±0か所

※放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
（職員）

#### 第十条

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

## 5. 参酌化による影響

- 条例を改正した自治体（649か所）のうち、参酌化による影響があったと回答した自治体数は **400か所**となっている。

### ○影響ありの場合の具体的な内容（複数回答）

	令和4年4月1日時点 (①)	令和3年7月1日時点 (①)	令和2年9月30日時点 (②)	増減 (①-②)
事業の継続が困難であったが、参酌化により事業の継続が可能となった	303か所	283か所	273か所	+20か所
これまで放課後児童クラブを実施していなかったが、参酌化により新たに事業を開始した（する予定）	19か所	21か所	17か所	▲2か所
利用児童の少ない夕方の時間帯の開所時間を延長する等、より保護者のニーズに応える対応が可能となった	17か所	16か所	15か所	+1か所
急な退職があった場合でも、設備運営基準の参酌化により運営に支障を来さなくなった	133か所	94か所	—	+39か所
その他	30か所	30か所	34か所	±0か所